

## 鳥取県緊急時モニタリング計画[人形峠環境技術センター編]（案）の概要について

平成 27 年 1 月 26 日

鳥取県原子力安全対策課

## 1 計画策定の目的

緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定め、国が統括する緊急時モニタリングの活動を迅速かつ効率的に実施できるようにするもの。

→ 関係道府県では、緊急時のモニタリング計画をそれぞれ作成してきたところであるが、全国的に円滑な実施を図る観点から、原子力規制庁の要請に基づき、同庁作成の要領に沿って、標準化を図る趣旨。  
(緊急時モニタリング計画[島根原子力発電所編]は、平成 26 年 8 月に策定済)

## 2 主な経緯

(1) 原子力災害対策指針（H24.10.31）において、緊急時のモニタリング計画をあらかじめ策定することとされている。  
→ 昨年度、鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の一部としてモニタリング計画を策定。

(2) 原子力規制庁が作成した「緊急時モニタリング計画作成要領（H26.6.12）」に準拠して見直し、関係機関の意見並びに原子力規制庁及び岡山県との協議を踏まえて原案を作成。

(3) 原子力安全顧問（環境モニタリング分野）、県内関係町（三朝町）、関係機関（衛生環境研究所等）、人形峠環境技術センター、国及び岡山県に意見照会を実施中（平成 27 年 2 月 6 日締め切り）。

## 3 計画の概要

- 各緊急事態区分におけるモニタリングの体制を以下のように記載。

事態区分	鳥取県	岡山県	国
【警戒事態】	鳥取県モニタリング本部設置 (衛生環境研究所)	岡山県モニタリング本部設置 (岡山県環境保健センター)	EMC*設置準備
【特定事象】 (原災法 10 条)	EMC に参画して緊急時モニタリングを実施	モニタリング本部は維持、必要に応じて解散	EMC 設置 (上斎原 OFC)
【原子力緊急事態】 (原災法 15 条)	（県モニタリング本部は、県のモニタリング拠点として維持）		

※ EMC：緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center）

※ 人形峠環境技術センター（加工施設）の緊急事態区分は、従前のままである。

- 資機材等の整備、緊急時の対応、モニタリング結果の公表、モニタリング要員の被ばく管理等の大枠を記載。  
→ モニタリングの活動内容、要員、資機材等の具体的な事項は下部マニュアルである緊急時モニタリング実施要領に記載予定。なお、その参考として国から緊急時モニタリングの「動員計画」、「被ばく基準」等が示される予定であるが、時期は未定。

## 4 公表

平成 26 年度末に公表予定

【参考】本計画と「モニタリング計画（人形峠環境技術センター編）」（H26 年 3 月）との関係について

- 本計画では、未定であった EMC の場所等を記載。
- 全体として、本計画は全国共通の概括的な内容、従前の計画は本県の具体的な体制、資機材、活動要領等が記載されており、後者の必要事項は、緊急時モニタリング実施要領として継承する予定。



# 緊急時モニタリング計画

[人形峠環境技術センター編]

(案)

平成27年1月  
鳥取県

1	目的 .....	2
(1)	緊急時モニタリングの目的.....	2
(2)	緊急時モニタリング計画の目的 .....	2
2	基本的事項 .....	2
(1)	基本方針.....	2
(2)	本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係 .....	2
(3)	「鳥取県緊急時モニタリング実施要領（人形峠環境技術センター編）」の作成 .....	3
3	緊急時モニタリング等の体制 .....	3
(1)	緊急時モニタリング体制 .....	3
(2)	「鳥取県モニタリング本部」の設置.....	3
(3)	EMCの体制 .....	3
4	緊急時モニタリング等の体制の整備 .....	4
(1)	緊急時モニタリング要員の動員体制の整備 .....	4
(2)	モニタリング資機材等の整備・維持管理.....	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備 .....	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施.....	5
(5)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備 .....	5
5	協力要請 .....	5
(1)	鳥取県内市町村、(独)日本原子力研究開発機構等に対する協力要請 .....	5
(2)	EMC構成要員等の追加派遣要請.....	5
6	緊急時等の対応 .....	5
(1)	情報収集事態における対応.....	5
(2)	警戒事態における対応 .....	5
(3)	特定事象における初期モニタリング .....	6
(4)	原子力緊急事態における初期モニタリング .....	6
(5)	中期モニタリング .....	7
(6)	復旧期モニタリング .....	7
7	モニタリング結果の確認及び公表 .....	7
(1)	モニタリング結果の妥当性の確認及び報告 .....	7
(2)	モニタリング結果の共有 .....	7
(3)	モニタリング結果の公表 .....	8
8	モニタリング要員の被ばく管理等 .....	8
(1)	モニタリング要員の安全確保 .....	8
(2)	被ばく管理 .....	8
(3)	被ばく管理基準 .....	8
(4)	モニタリング要員の防護措置 .....	9
9	その他 .....	9
	別表1 緊急時モニタリングの体制 .....	10
	別図1 鳥取県モニタリング本部の組織 .....	10
	別表2 鳥取県モニタリング本部の各チームの役割 .....	11
	別図2 EMCの構成機関 .....	12
	別表3 EMCの組織 .....	13

## 1 目的

### （1）緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とする。

### （2）緊急時モニタリング計画の目的

この計画は、鳥取県が、原子力災害対策指針、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策マニュアル及び鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定めたものであり、国が統括することとしている緊急時モニタリングの活動に対して、緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center。以下「EMC」という。）の枠組みにおいて対応することとなる国、県及び関係機関の関係者が適切に連携を図り、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施できるようにすること等を目的とする。

## 2 基本的事項

### （1）基本方針

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、鳥取県は、環境放射線モニタリングを一元的かつ総合的に実施するため、「鳥取県モニタリング本部」を設置する。また、国が行うEMCの立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。

（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターより原子力災害対策特別措置法第10条による通報があった場合（以下、「特定事象」という）、鳥取県、鳥取県内関係町、岡山県、岡山県内関係町、（独）日本原子力研究開発機構及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。

鳥取県は、EMC設置後、国が策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。また、鳥取県は、鳥取県モニタリング本部を鳥取県のモニタリング拠点として維持する。

原子力災害対策特別措置法で定める「原子力緊急事態」においては、特定事象における体制を継続する。

### （2）本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本計画は、鳥取県の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、モニタリング要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに岡山県緊急時モニタリング計画等を参照して、

事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について国が定めるものである。

緊急時モニタリング実施計画は、特定事象の際には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部により、原子力緊急事態の際には、原子力災害対策本部により策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

#### （3）「鳥取県緊急時モニタリング実施要領（人形峠環境技術センター編）」の作成

鳥取県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「鳥取県緊急時モニタリング実施要領（人形峠環境技術センター編）」（以下「モニタリング実施要領（人形峠編）」という。）を作成する。

### 3 緊急時モニタリング等の体制

#### （1）緊急時モニタリング等の体制

鳥取県は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分を参照して、別表1のとおり定める。

#### （2）「鳥取県モニタリング本部」の設置

警戒事態の発生を認知した場合、鳥取県は、衛生環境研究所に「鳥取県モニタリング本部」を設置する。鳥取県モニタリング本部の組織及び各チームの役割は、別図1、別表2のとおりとし、衛生環境研究所長が本部長を務める。

#### （3）EMCの体制

ア 特定事象に至った際に、国が上齋原オフサイトセンターを拠点として設置するEMCの機関構成は以下のとおり。（別図2参照）

- ① 国（原子力規制庁）
- ② 鳥取県
- ③ 鳥取県内関係町（三朝町）
- ④ 岡山県
- ⑤ 岡山県内関係町（鏡野町）
- ⑥ 原子力事業者（（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター）
- ⑦ 関係指定公共機関（（独）放射線医学総合研究所及び（独）日本原子力研究開発機構）
- ⑧ その他

イ EMCは次の組織で活動する。（別表3参照）なお、センター長は原子力規制庁長官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の際には、地方放射線モニタリング対策官事務所長、所長代理及び岡山県環境保健センターチーム長がこの順でセンタ

一長代理としてセンター長の業務を代行する。

- ① センター長（原子力規制庁）
- ② 企画調整グループ（原子力規制庁、鳥取県、岡山県、（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所）
- ③ 情報収集管理グループ（原子力規制庁、鳥取県、岡山県、（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所）
- ④ 測定分析担当（鳥取県、岡山県、（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所）

## 4 緊急時モニタリング等の体制の整備

### （1）緊急時モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 鳥取県は、モニタリング実施要領（人形峠編）において鳥取県モニタリング本部の構成要員を定める。また、鳥取県は、原子力規制委員会の定める緊急時モニタリングの動員計画を参考にして、同要領にEMCの構成要員を定める。
- イ 鳥取県は、毎年度、上記アに掲げる鳥取県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「モニタリング要員」という。）の確認を行い、リストを作成・更新する。
- ウ 鳥取県は、モニタリング実施要領（人形峠編）で定めたモニタリング要員に対して、国等が主催する緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修等に参加させ、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。

### （2）モニタリング資機材等の整備・維持管理

- ア 鳥取県は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。また、鳥取県は、原子力規制委員会の定める緊急時モニタリングの動員計画を参考にして、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材等の整備を図る。
- イ 鳥取県は、平常時から環境放射線モニタリング機器等の定期的な校正等を実施し、資機材を利用可能な状態に保つ。また、毎年度、県内のモニタリング資機材の維持管理状況の確認を行い、資機材のリストを最新の状態に保つ。

### （3）緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

- （1）及び（2）のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料について整備し、モニタリング実施要領（人形峠編）に添付し、定期的に見直しを図る。

#### （4）平常時における環境放射線モニタリングの実施

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、鳥取県は、平常時より（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておく。

#### （5）関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ア 鳥取県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。
- イ 鳥取県は、原子力規制庁、岡山県、（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所等のEMC構成機関と平常時からの意見交換、研修等を通じて緊密な連携を図る。
- ウ 国及び鳥取県は、災害等の様々な要因によりモニタリング要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、緊急時モニタリング等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。

### 5 協力要請

#### （1）鳥取県内市町村に対する協力要請

鳥取県は、県内市町村に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

#### （2）EMC構成要員等の追加派遣要請

EMCセンター長は、EMC構成要員等の追加の支援が必要な場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（原子力緊急事態の際には、原子力災害対策本部）の放射線班（以下「ERC放射線班」という。）にEMC構成要員等の追加派遣を要請する。

### 6 緊急時等の対応

#### （1）情報収集事態における対応

情報収集事態（三朝町又は岡山県鏡野町において震度5弱以上（鳥取県又は岡山県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）の地震の発生を認知した場合）に至った際には、鳥取県は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出できるように平常時のモニタリングを継続し、環境放射線の推移を注視する。なお、自然災害等の影響により固定観測局の各種測定器類に異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

#### （2）警戒事態における対応

警戒事態に至った際には、鳥取県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに鳥取県モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

- ア EMCの設置準備

鳥取県は、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や要員派遣の準備を行う。

イ 固定観測局の確認

鳥取県モニタリング本部は、固定観測局の稼働状況等の確認を実施する。また、自然災害等の影響により異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

ウ 監視の強化

鳥取県モニタリング本部は、空間放射線量率の変動を注視する。

エ 可搬型モニタリングポストの追加設置及び測定の開始

鳥取県モニタリング本部は、必要に応じて、可搬型モニタリングポストを設置予定地点へ追加設置し、測定を開始する。

オ モニタリングカー等の出動準備と交通情報の取得

鳥取県モニタリング本部は、モニタリングカー等の出動に備えて設備等の確認を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。

カ 必要な資料の準備

鳥取県は、県内の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備する。

### （3）特定事象における初期モニタリング

特定事象に至った際には、国（ERC放射線班）は、上齋原オフサイトセンターにEMCを設置する。鳥取県は、上齋原オフサイトセンターに要員を派遣し、EMCに参画する。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には、固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、必要に応じ可搬型モニタリングポスト等の配置の見直しを行う。

なお、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間、鳥取県は本計画及びモニタリング実施要領（人形峠編）に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの一員として、緊急時モニタリングを実施する。

### （4）原子力緊急事態における初期モニタリング

EMCは、特定事象における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。具体的には、防護措置の判断材料の提供のため、固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による空間放射線量率の連続測定を行う。更に必要に応じて、EMCは、モニタリングカー又はサーベイメータ等を用いたモニタリングや環境試料中の放射性物質濃度の測定を行う。

EMCは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について、ERC放射線班に提案する。

#### (5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

#### (6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

### 7 モニタリング結果の確認及び公表

#### (1) モニタリング結果の妥当性の確認及び報告

##### ア 警戒事態（EMC設置前）

強化された平常時モニタリングの結果については、鳥取県モニタリング本部に集め、鳥取県モニタリング本部は、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行ったモニタリング結果については、鳥取県モニタリング本部から鳥取県災害警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に現地の情報を必要に応じて付与し、報告する。

##### イ 特定事象及び原子力緊急事態（EMC設置後）

緊急時モニタリング結果については、EMCに集め、EMCは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCからERC放射線班及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部の放射線班（以下「OFC放射線班」という。）に現地の情報を必要に応じて付与し、報告する。

ERC放射線班は、現地関連情報、EMCや専門家の意見等を参考に緊急時モニタリング結果の評価等を行い、それらの結果をEMCに連絡する。

#### (2) モニタリング結果の共有

鳥取県モニタリング本部は、今後整備されるモニタリング情報共有システム等を介して岡山県のモニタリング結果を共有する。

EMC設置後においては、EMCはOFC放射線班を介して、緊急時モニタリング評価結果について鳥取県、岡山県と情報共有を図る。

さらに、鳥取県は、入手した緊急時モニタリングの評価結果について、県内関係町と共有する。

### （3）モニタリング結果の公表

#### ア 警戒事態（EMC設置前）

鳥取県モニタリング本部から報告を受けた鳥取県災害警戒本部は、モニタリング結果をホームページ等で速やかに公表する。

#### イ 特定事象及び原子力緊急事態（EMC設置後）

ERC放射線班は、EMCから報告された緊急時モニタリング結果を評価し、ホームページ等で公表する。その際、国は、住民等にとって分かりやすいものとなるように配慮する。

また、鳥取県においても、入手した緊急時モニタリング評価結果をホームページ等で公表する。

なお、平常時から鳥取県環境放射線モニタリングシステムでデータを集約・公開している固定局、水準調査局及び可搬局の測定結果については、EMC設置後も継続して鳥取県ホームページで公開する。

## 8 モニタリング要員の被ばく管理等

### （1）モニタリング要員の安全確保

鳥取県は、モニタリング実施要領（人形峠編）を含む安全確保に関する規定に基づき、モニタリング要員の安全を確保する。

EMCセンター長は、県内のEMC構成要員に対して、鳥取県の安全確保に関する規定を遵守できるよう、鳥取県と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

### （2）被ばく管理

ア 鳥取県は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動するモニタリング要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録し、管理する。

イ EMCセンター長は、鳥取県モニタリング本部が取りまとめた各要員の個人被ばく線量を収集・把握するとともに、緊急時モニタリング実施内容（指示書）の作成の際に考慮する等により、要員の被ばく管理を行う。

ウ 空間放射線量率測定及び試料採取については、少なくとも1名は緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員とする2名以上を1チームとし、空間放射線量率計（サーベイメータ等）で活動地域での汚染状況に注意しながら実施する。

### （3）被ばく管理基準

鳥取県のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については、国が別途策定する統一的な基準値を参考にして、モニタリング実施要領（人形峠編）で定める。管理基準値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、鳥取県は当該モニタリング要員に活動中止の指示をする。また、当該モニタリング要員は、鳥取県からの指示が無い場合であっても、

外部被ばくの管理基準等を超えたとき、もしくは超えるおそれがあるときは、自らの判断により直ちに活動を中止する。

#### （4）モニタリング要員の防護措置

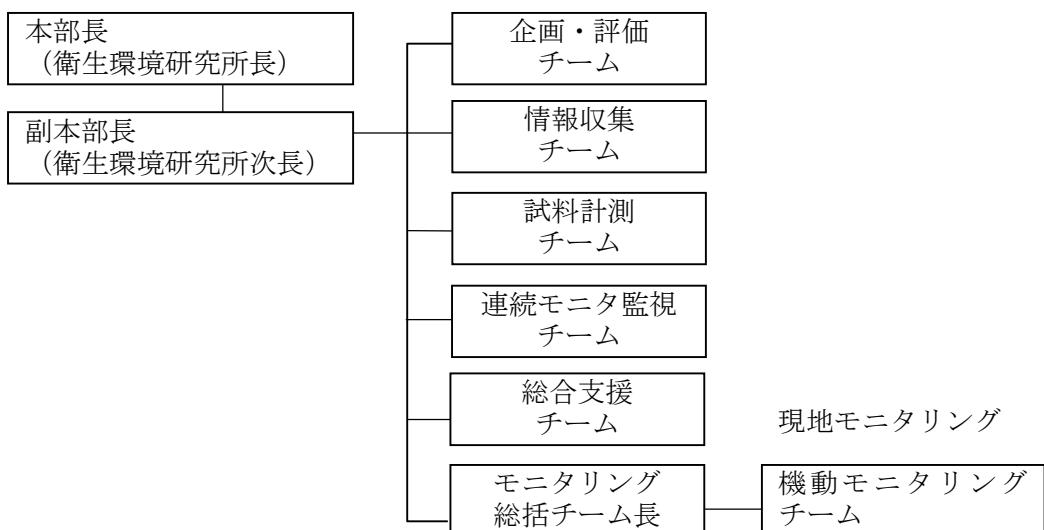
- ア 鳥取県は、屋外で活動するモニタリング要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。
- イ 鳥取県は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行うモニタリング要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。
- ウ 放射性物質による汚染又はそのおそれがある地域で活動したモニタリング要員については、サーベイメータ等による汚染検査を実施する。
- エ 汚染のある地域のモニタリングについては、可搬型モニタリングポスト設置等によって省人化・自動化し、モニタリング要員の被ばくの低減・防止を図る。

## 9 その他

原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改訂する。

別表 1 緊急時モニタリング等の体制

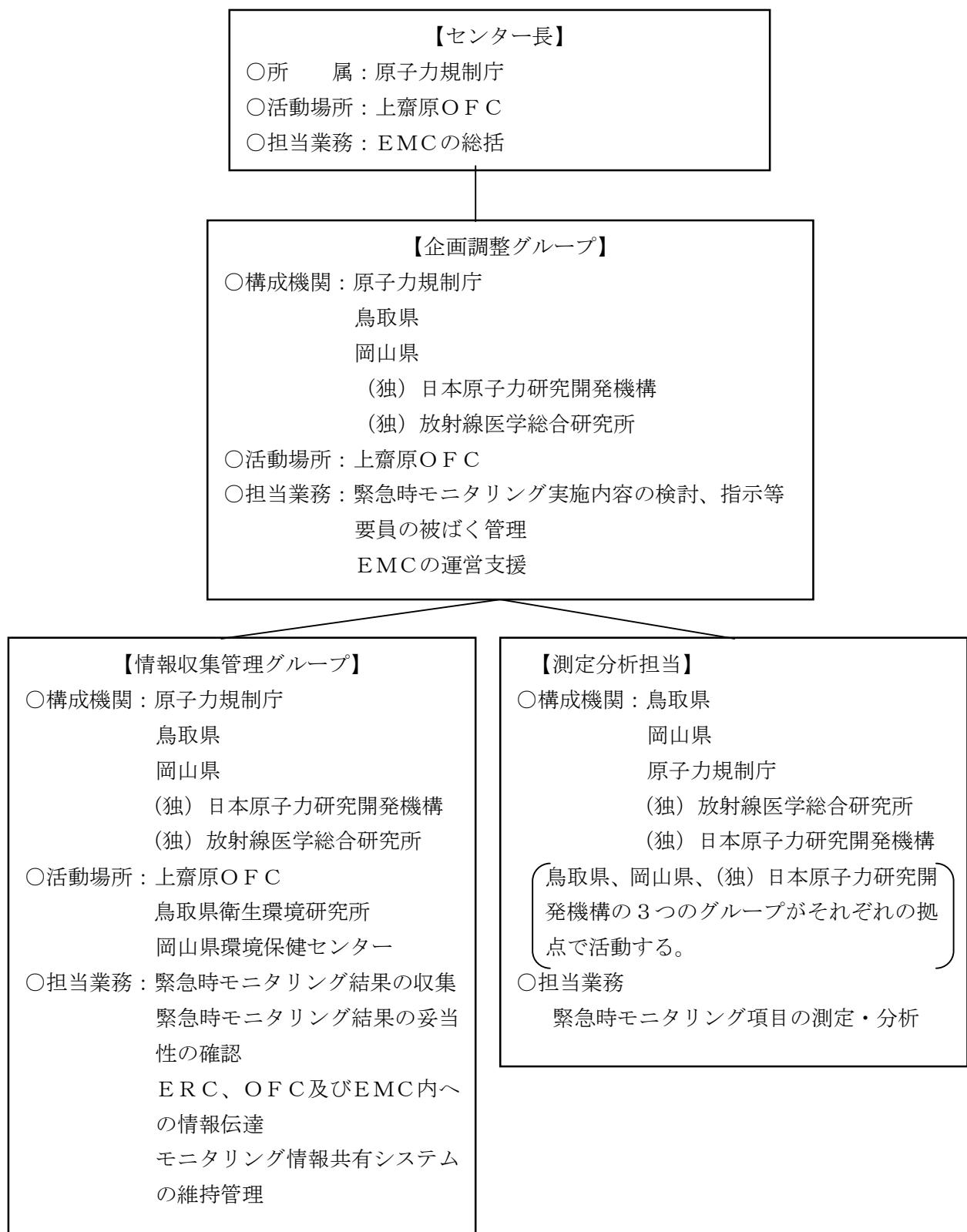
事態区分	鳥取県	国 (参考)
【警戒事態】	鳥取県モニタリング本部設置 (構成は別図 1 参照)	EMC の設置準備
【特定事象】	EMC へ要員派遣 EMC の一員として緊急時モニタリングを実施 〔 県モニタリング本部は、県のモニタリング拠点として維持 〕	EMC 設置 (構成機関) ・原子力規制庁 ・鳥取県 ・鳥取県内関係町 (三朝町) ・岡山県 ・岡山県内関係町 (鏡野町) ・(独) 日本原子力研究開発機構 ・(独) 放射線医学総合研究所 ・その他
【原子力緊急事態】		体制図は別図 2 に示す。 各グループの役割は別表 3 に示す。



別図 1 鳥取県モニタリング本部の組織

別表2 鳥取県モニタリング本部の各チームの役割

区分	チーム等	役割
本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮</li> </ul>
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐又は代行</li> <li>・EMCへ派遣</li> </ul>
	企画・評価チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング項目及び地点等の決定（見直し）</li> <li>・モニタリング結果の解析、評価</li> <li>・モニタリング要員の被ばく管理</li> </ul>
	情報収集チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMC、災害対策本部等の関係機関との連絡調整</li> <li>・放出源情報の確認</li> <li>・気象情報の収集</li> <li>・SPEEDI等の情報収集</li> <li>・モニタリングチームの測定結果の収集、連絡調整</li> <li>・関係機関、各チームとの連絡調整</li> <li>・鳥取県モニタリング本部内の情報伝達の一括管理</li> </ul>
	試料計測チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定</li> </ul>
	連続モニタ監視チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線モニタリングシステムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報など）</li> </ul>
	総合支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県モニタリング本部庶務（食料及びその他物資の調達等）</li> <li>・モニタリング要員、資機材及び車両の管理、調整</li> <li>・その他、他の班に属さないもの</li> </ul>
現地モニタリング	モニタリング総括チーム長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各モニタリングチームを総括し、モニタリング活動を指揮</li> </ul>
	機動モニタリングチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングカー等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定</li> <li>・可搬型モニタリングポストの配備</li> <li>・モニタリングポスト等の維持</li> <li>・可搬型ダストサンプラーによる大気中ダスト採取、簡易測定</li> <li>・環境試料（土壤、飲用水、農畜産物等）の採取、簡易測定、試料計測チームへの引き渡し</li> </ul>



別図2 EMCの構成機関

別表3 EMCの組織

グループ	業務内容	
センター長	<input type="checkbox"/> EMCの総括 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <span style="flex: 1; text-align: center;">(主な具体的な事項)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング実施計画案及び改定案の承認</li> <li>・緊急時モニタリング実施計画に基づく指示書（作業手順書）の承認・動員要請リストの承認</li> <li>・緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等の承認</li> <li>・緊急時モニタリング要員に対する活動の中止及び待避指示</li> </ul> </div>	
企画調整グループ	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング実施計画案の修正 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング実施計画に基づく指示書（作業手順書）の作成 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 <input type="checkbox"/> E RCへの動員要請リストの作成 <input type="checkbox"/> EMC構成機関が行う EMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集 <input type="checkbox"/> EMCの全ての文書の原本管理 <input type="checkbox"/> EMCの運営支援	
情報収集管理グループ	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング結果の整理 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 <input type="checkbox"/> モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与 <input type="checkbox"/> 妥当性確認における再確認 <input type="checkbox"/> EMCの活動内容の記録 <input type="checkbox"/> E RC放射線班及びO FC放射線班との情報伝達 <input type="checkbox"/> EMC内の情報伝達 <input type="checkbox"/> 情報共有システム及びテレメータの監視、維持 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持 <input type="checkbox"/> 異常値への対応	
測定分析担当	<input type="checkbox"/> 関連情報の取り纏め及び情報収集管理グループへの報告 <input type="checkbox"/> 再確認依頼への対応 <input type="checkbox"/> モニタリング要員の安全管理（被ばく線量管理等）、スクリーニング及び資機材等の管理（汚染管理） <input type="checkbox"/> 空間放射線量率の測定及び結果報告 <input type="checkbox"/> 可搬型モニタリングポスト及び積算線量計の設置及び回収 <input type="checkbox"/> 環境試料の採取及び保管 <input type="checkbox"/> 環境試料の前処理、測定及び結果報告	